

公 告 第 4 7 1 号

平成30年2月14日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

平成30年度における平均標準報酬月額公告

健康保険法第47条の規定による、当組合の平成29年9月30日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成30年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 平成29年9月30日現在の平均報酬月額 319,215円
2. 平成30年度における平均標準報酬月額（等級） 320,000円（23等級）
3. 適用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(注)上記2.の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の平成30年度における上限額として適用されるものです。

以上